

令和5年度熊野町立熊野第二小学校
生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校は次のように実施する。

- (1) 通学班で決めた集合時刻を守り登校する。
7：30より早く登校しない。
- (2) 決められた通学路を守る。登校後は忘れ物をとりに帰らない。
- (3) 始業時刻8：05、下校時刻16：30を守る。

2 違反があった場合は、改善を求める指導を行う。

(欠席・遅刻・早退)

第3条 欠席・遅刻・早退する場合は、事前に保護者が学校に連絡する。

- (1) 欠席・遅刻の場合、保護者が8時までに理由を学校に連絡する。
- (2) 欠席・遅刻の連絡は、理由を添えて原則連絡帳に記し、学級担任に渡す。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。

- (1) 特異な髪形はしない。(パーマ、そり込み、モヒカン、ツーブロック等)
 - ① 前髪は目にかからない長さとする。目にかかる場合は切るか留める。
 - ② 後ろ髪が肩にかかる場合、飾りのない黒、シルバーのピンで留めたり、黒・紺・茶色のゴムで束ねたりする(耳より下で結ぶ、三つ

編みは可)。

- (2) 染色・脱色剤などは、健康を保つという観点からしない。

2 違反があった場合は、特別な指導を行う。保護者にも連絡し、場合によっては保護者来校の上で指導を行う。

(化粧・装飾・装身具)

第5条 次のことを禁止する。

- (1) 口紅(色つき・香りつきリップクリームを含む)等の化粧類
- (2) マニキュア、シール等の爪や皮膚への装飾
- (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、ミサンガ等の装身具
- (4) 眉毛をそったり抜いたり不自然な形にすること。

2 違反があった場合は、特別な指導を行う。保護者にも連絡し、場合によっては保護者来校の上で指導を行う。

(服装・身なり等)

第6条 基準服を着用することとする。冬服については、冬服のきまりに従う。

第7条 学校指定の基準服を着用し、以下のような着こなしを行う。

- (1) シャツ
 - ① 裾をズボン・スカートの中に入れる。
 - ② 学校指定のシャツの下には、必ず衛生面を含めて下着を着用する。無地、単色、華美でないものとする。色物Tシャツは禁止。(襟元、腕の裾から下着を出さない。)
- (2) ズボンをずらした着こなしはしない。
- (3) スカート
 - ① スカートの丈は、膝立てをして床につく長さとする。
 - ② スカートの下にハーフパンツをはかない。ただしスパッツはスカート下から見えなければいいてもよい。
- (4) 体育の時は、学校指定の体操服、赤白帽子を着用する。寒い時期の服装については、体

が温まるまではジャージを上羽織っても良い。半袖の体操服の下に長袖のシャツは着ないこととする。

(5) 熱中症予防として、暑い時期は登下校時のみ日傘やクールタオルを使用しても良い。

(6) 防寒着

① 寒い時期は、ジャンパー、手袋、マフラー、ネックウォーマー等を使用しても良いが、校舎内では身に着けない。(登校後、折りたたんでランドセルの中に入れておく。) マフラー、ネックウォーマーは安全上、休憩時間には使用しない。

② 寒い時期や体調不良の時は、長ズボン、無地のセーターやベスト等を着用しても良いこととする。但し、華美でなく、ズボンは裾を引きずらないものとする。タイツ、レギンス等は、長ズボンと同じ扱いで、無地、単色、華美でないものとする。

(7) 靴下

ソックス又はハイソックスで、白・黒・紺色のものとする。小さいワンポイントのものは可とする。くるぶしソックスは不可。

(8) 靴

① 通学靴

登下校や学習で使用することから、運動に適したもので、底の分厚いものでないものとする。色は、白とする。

② 上履き

校内では、上履きを履く。色は、白とする。

(9) 名札

学校指定の名札とする。よく見えるように左胸につける。

2 違反があった場合は、特別な指導を行う。保護者にも連絡し、場合によっては保護者来校の上で指導を行う。

(不要物)

第8条 ゲーム、菓子類、携帯電話、不必要なお金等学習に必要なものは学校に持ってこないものとする。

(1) 学習に関する持ち物は、別紙「持ち物についての確認」に則る。

2 違反があった場合は、不要物を学校で預かり特別な指導を行う。保護者にも連絡し、場合によっては保護者来校の上で指導を行う。

(校内での過ごし方)

第9条 校内では、学校のきまり「熊二のやくそく」を守って過ごす。

第3章 校外の生活に関すること

(校外での過ごし方)

第10条 校外では、社会のきまりやマナーを守り、安全に過ごすこととする。(原則として保護者の責任のもと行動する。)

(1) 帰宅の時間を守る。

4月から9月までは、18時

10月から3月までは、17時

(2) 子供だけで町外に行かない。また、子供だけで、スーパーマーケット、カラオケ、映画館、ゲームセンターに行ったりしない。用事がないのに、店に入らない。

(3) 危険な遊びや人の迷惑になる行為(火遊び・エアガン・道路でのスケボー等、落書き、ベル押し等)をしたり、危険な場所(池・川・山・駐車場・工事現場等)に行ったりしない。

(4) お金の貸し借りや物の交換、あげたりもらったりしない。

(5) 道路を歩くときや自転車に乗るときは、次のことに気をつける。

① 道路を歩くとき

・ ふざけたり、横に広がったりしてしないで、右側を歩く。

・ 曲がり角や道路を横断するときは、左右をよく確かめる。

・ 横断歩道がない所は渡らない。

② 自転車に乗るとき

・ 1、2年生は、保護者の監督の下で乗ること。

・ 3年生以上は、交通安全教室終了後、ルールを

守って乗る。

- ・ 並走や二人乗りはしない。
- ・ ヘルメットを着用する。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第11条 次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する場合

- ① 喫煙・飲酒
- ② 暴力・強要行為
- ③ 建造物・器物破損

(落書き、インターネットや交換日記等への悪質な書き込み、卑劣な行為)

- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ その他法令・法規に違反する行為

(2) 学校の規則等に違反する行為

- ① 喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)
- ② いじめ
- ③ カンニング
- ④ 家出及び深夜徘徊
- ⑤ バイク乗車
- ⑥ 無断アルバイト
- ⑦ 暴走族への加入
- ⑧ 登校後、無断外出、無断早退

(無断で教室外に出ることも含む)

- ⑨ 指導に従わない等の指導無視及び暴言等
- ⑩ その他、学校が教育上指導を必要とする
と判断した行為

2 違反があった場合は、特別な指導を行う。保護者にも連絡し、場合によっては保護者召還をした上で指導を行う。

第12条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

- (1) 説諭(短時間)
- (2) 学校反省指導(別室反省指導・授業反省指導・奉仕活動等)
 - ① 別室による反省
 - ② 授業観察による反省指導
 - ③ 奉仕作業による反省指導
 - ④ 教育相談と反省指導を複合した指導
 - ⑤ 保護者来校による授業観察指導
 - ⑥ 学校と保護者による協議
- (3) 家庭反省指導(週休日、休日を活用する)

(反省指導の実施)

第13条 反省指導は、原則として学校反省とする。

ただし、状況によっては家庭反省を週休日、休日に行う場合がある。学校反省は、登校させて別室で行う反省指導と通常の学校生活(授業等)で行う授業反省の2段階とする。

- (1) 反省指導期間中にある学力調査等は、別室で実施する。
- (2) 反省指導期間中にある学校行事の参加は、別途協議する。

(学校反省指導の期間)

第14条 別室反省の期間は、概ね3日から5日とし、授業反省の期間は、概ね5日から10日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により、指導期間を変更することがある。

(規程の周知)

第15条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会等で、説明を行う。

(附則)

この規程は、令和2年4月1日より改正施行する。
この規程は、令和3年4月1日より改正施行する。
この規程は、令和4年4月1日より改正施行する。